

令和5年6月26日

令和5年第2回貝塚市議会定例会会議事項

(議会議案関係)

目 次

議 案		事 件 名	頁
種別	番号		
議会 議案	5	貝塚市議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定の件	3
"	6	貝塚市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	5

議会議案第 5 号

貝塚市議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定の件

貝塚市議会議員の請負の状況の公表に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 6 月 26 日提出

提 出 者 貝塚市議会運営委員会

委 員 長 前園 隆博

貝塚市条例第 号

貝塚市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、貝塚市議会議員（以下「議員」という。）が貝塚市に対し請負（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の 2 に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第 2 条 議員は、毎年 6 月 1 日から同月 30 日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあっては、再び議員となった日から起算して 30 日を経過する日までの間）に、当該 6 月 30 日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第 1 号エにおいて同じ。）における貝塚市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該 6 月 30 日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第 3 条 議長は、前条第 1 項の規定による報告（同条第 2 項の規定による訂正があったときは、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第 4 条 第 2 条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

議会議案第 6 号

貝塚市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 6 月 26 日提出

提 出 者	貝塚市議会議員	中 川 刚
〃	樽 谷 庄 道	
〃	八 野 裕 嗣	
〃	長谷川 博 文	
〃	蓮 池 陽 佑	
〃	中 西 真知子	

貝塚市条例第 号

貝塚市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

貝塚市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和 31 年貝塚市条例第 335 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 項を附則第 8 項とし、附則第 6 項を附則第 7 項とし、附則第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 令和 5 年 7 月 1 日から当分の間、各月分の議員報酬を計算する場合にあっては、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、同項中「589,000 円」とあるのは「560,000 円」と、「561,000 円」とあるのは「533,000 円」と、「523,000 円」とあるのは「497,000 円」と読み替えて、同項の規定を適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。